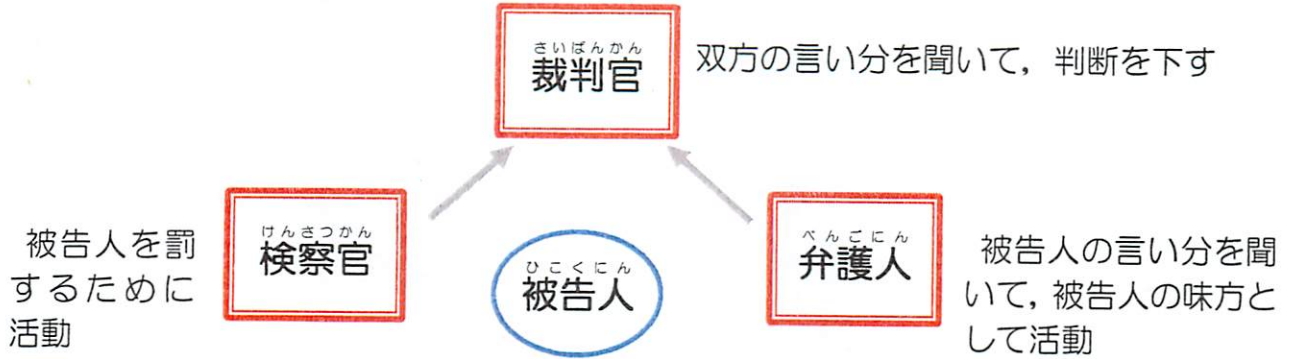


1 刑事裁判って何？

罪を犯したとして起訴された人（被告人）について、有罪か無罪か、有罪のときにどのような刑罰を科すかを定める手続



2 裁判官は、刑事裁判でどんなことをするの？

- ① 事実認定 ……証拠に基づいて、被告人が罪を犯したのかどうか（有罪か、無罪か）を判断します。
→ 今回の被告人桜井弘さんは**有罪**です。
- ② 量刑判断 ……被告人にふさわしい刑罰（死刑、懲役刑、禁錮刑、罰金等）を決めます。
→ 今回は、懲役刑を前提として、被告人桜井弘さんを**実刑**にすべきか**執行猶予**にすべきかを決めてもらいます。

3 実刑って何？執行猶予って何？

懲役刑 ……一定の期間、刑務所に入る刑です。刑務所で毎日作業を行います。

- 実刑 ……判決後すぐに刑務所に入ります（重い刑）
- 執行猶予 ……判決後すぐに刑務所に入ることにはなりません（軽い刑）

例）「懲役1年執行猶予3年」の場合、判決後3年間何事もなく、まじめに生活すれば、刑務所に行かなくてもよくなります。

4 どうやって刑の重さ（実刑か執行猶予か）を決めるの？

- 被告人は何をやったのか？
行為態様（過失の内容）、犯行に至る経緯や動機
- どんな被害が生じたか？
被害結果、被害者の落ち度、被害者側（遺族）の感情、被害弁償の有無
- 被告人が再び罪を犯さないといえるか？
被告人の性格、被告人の反省の程度、被告人を監督・支援してくれる人の有無
- 前科・前歴の有無

着
目
点

第9回岐阜県弁護士会ジュニア・ロースクール

模擬裁判シナリオ

—登場人物の紹介—

【裁判官 3名】(裁判官席)

裁判官A 裁判官B 裁判官C

【検察官 3名】(検察官席)

検察官A 検察官B 検察官C

【弁護士 3名】

弁護士A 弁護士B 弁護士C

【証人1 (被害者の妻)】

神代 恭子 (被害者：神代英明)

【証人2 (被告人の実父)】

桜井 敏行

【被告人 1名】(被告人席)

桜井 弘

それぞれの席に座っているところからはじめます。

○裁判官 A

それでは、開廷します。まずは、証人神代恭子さんからお話を聞きます。
証人は、証言台の所に立ってください。

証人神代恭子は、法廷中央にある証言台の所に立ちます。

○裁判官 A

お名前は何と申しますか。

○証人神代

神代恭子です。

○裁判官 A

住所・職業については出頭カードに記載の通りですね。これから、この事件の証人としてあなたのお話を聞きます。その前に嘘をつかないという宣誓をしてもらいますので、手元にある宣誓書を読み上げて下さい。

○証人神代

「宣誓 良心に従って真実を述べ、知っていることを隠したり嘘をついたり決して致しません。以上のとおり誓います。」

証人神代は、宣誓書を書記官に渡し、証言台の前の椅子に座ります。

○裁判官 A

宣誓をしていただきましたので、嘘を言わずに正直に話して下さい。もし嘘をついた場合は、偽証罪として処罰されることもありますので、気を付けて下さいね。それでは検察官、質問をどうぞ。

検察官 A は、起立します。

○検察官 A

それではまず、検察官から質問します。

あなたは、今回の交通事故で亡くなられた、被害者の神代英明さんの奥様ということによろしかったですか。

○証人神代

はい。

○検察官A

それではまず、事故当時のことをお聞きします。思い出したくないかもしれませんが、お答えください。

○証人神代

はい。

○検察官A

あなたは、事故が起きたことをどのように知ったのですか。

○証人神代

事故があった日は、私の方が先に帰宅していて、夫の帰りを待っていたのですが、夜10時頃に警察から電話があって、主人が交通事故に遭ったと。それで、急いで吉野病院に駆けつけました。

○検察官A

何時頃に病院に着きましたか。

○証人神代

夜10時半頃だったと思います。

○検察官A

病院でのご主人の様子はどうでしたか。

○証人神代

運ばれてすぐに緊急手術が行われて、そのままICUに運ばれたので、夫の様子はほとんどわかりませんでした。ただ、大変な事故に遭ったということだけはわかりました。

○検察官A

医師から説明はありましたか。

○証人神代

搬送されてすぐに手術をしたが、車に衝突した際の頭部への衝撃が強く、意識が戻らない状態だと言われました。

○検察官A

その後、どうしましたか。

○証人神代

私一人ではどうしたらいいかわからなくて、とにかく、まず夫の両親と私の両親にも連絡して、病院の中で夫の意識が戻るのを待っていましたが、朝5時頃

に、夫の死亡が確認されたと言われました。

○検察官A

それを聞いて、どう思いましたか。

○証人神代

……。すみません、言葉にできません。

○検察官A

わかりました。ありがとうございました。では、ご主人のことについていくつかお聞きします。ご主人とはいつ結婚されたのですか。

○証人神代

3年前です。お互い同じ会社で働いており、そこで知り合いました。

○検察官A

ご主人はどんな方でしたか。

○証人神代

優しい人でした。結婚した後も私たちは同じ会社で働いていましたので、家事は分担でした。私が先に帰宅することが多いので、食事は基本的に私が作りますが、休みの日などは夫が作ってくれました。でも風邪とかで私の体調が悪い時は、全部やってくれました。

○検察官A

夫婦喧嘩などはありましたか。

○証人神代

つまらないことで喧嘩することは時々ありましたが、最後は夫の方が折れてくれて、翌日にはお互い普通に「おはよう」と言って一緒に会社に出かける、そんな感じでした。

○検察官A

お子さんはいらっしゃるのですか。

○証人神代

まだいません。ただ、夫が4月に契約社員から正社員に昇格して、収入が安定してきたので、そろそろ子どもを持つとうという話はしていました。二人くらいは欲しいね、という話をしていました。

○検察官A

話がまた、事故のことに戻ってしまっって申し訳ありませんが、ご主人は駅からご自宅への帰宅途中に事故に遭われたのですよね。

○証人神代

はい。

○検察官A

ところが事故現場は、自宅へ帰る道とは反対方向の場所にあるのですが、それはどうしてだと思えますか。

○証人神代

事故の前の日だったと思いますが、最近できたケーキ屋さんが結構おいしらしいよ、という話を夫としていたので、わざわざ寄り道して、駅から少し離れたお店に行こうとしていたのだと思います。事故現場の横断歩道を渡った先に、そのケーキ屋さんがあるので、おそらくそうだと思います。夫はそういう人でしたから。

○検察官A

そうでしたか。事故後のあなたの心境についてお聞かせいただきたいのですが。

○証人神代

本当に突然のことだったので、今でも現実に起こったことだったのかわからなくなります。仕事がある間だけは何とか気を紛らわせているのですが、帰宅して一人になると、寂しくてたまらなくなります。今でも夫の服とか物はそのままだけなので、それを見てただぼ一つとして、この先どうしたらいいんだろう、そんなことを考えている毎日です。

○検察官A

最後に被告人に言いたいことはありますか。

○証人神代

絶対に許せません。夫は横断歩道を普通に渡っていただけなのに、こんなふうになってしまうなんて、犯人は人殺しと同じです。刑務所で十分反省してもらって、人の命が失われたという重みを一生背負って忘れないでほしいと思います。

○検察官A

終わります。

検察官Aは着席します。

○裁判官A

それでは弁護人、反対尋問をどうぞ

弁護人Aは起立します。

○弁護人A

答えにくいかもしれませんが、大事なことですのでいくつかお尋ねしますね。

○証人神代

はい。

○弁護人A

あなたは先ほど、ご主人は最近できたケーキ屋さんへ行くために、事故現場の横断歩道を渡ったとおっしゃいましたね。

○証人神代

はい。

○弁護人A

調べてみたのですが、そのお店の閉店時間は午後9時です。

そして、事故発生時間は、同じく午後9時頃です。

それで、申し上げにくいのですが、ご主人は、お店の閉店に間に合うように、急いで横断歩道を渡ろうとしていたのではありませんか。

検察官Aは起立します。

○検察官A

異議あり。弁護人の質問は、証人が直接経験していない事柄であると同時に、証人に意見を求めるものです。

○裁判官A

異議を認めます。弁護人は質問の方法を変えて下さい。

検察官Aは着席します。

○弁護人A

分かりました。

では、質問を変えます。事故があつてから今日までの間に、被告人から謝罪の言葉はありましたか。

○証人神代

弁護士さんを通じて、謝罪の手紙らしきものは届きました。

○弁護人A

手紙は受け取っていただけたということですね。中は読んでいただけましたか。

○証人神代

いいえ。謝罪なんかされても夫が戻ってくるわけではないので、そのままにして中は一切見ていません。

○弁護人A

被告人の両親が謝罪に訪れたことはありませんでしたか。

○証人神代

自宅にご両親が来られて、お線香をあげさせてもらいたいと言われましたが、夫の両親とも相談して、お帰りいただきました。

○弁護人A

被告人側の保険会社から、賠償金についての示談のお話しはありましたか。

○証人神代

それは、どういう意味でしょうか。

○弁護人A

いえ、深い意味はないのですが。ただ事実をお聞きしているだけです。

○証人神代

そうですか。そういう話は保険会社からありました。でもまだ何も受け取ってはいません。

○弁護人A

分かりました。

お答えいただきありがとうございます。私からの質問は以上です。

弁護人Aは着席します。

○裁判官A

それでは裁判所からもお聞きします。今回の事件について、ご主人のご両親は何とおっしゃっていますか。

○証人神代

ご両親も私と同じか私以上にショックを受けていて、ふさぎ込んでいて、とても裁判所で話せる状態ではないので、私がこうして法廷で証言することになりました。ただ、昨日は裁判頑張っってねと励ましてくれましたし、今日も法廷に傍聴に来てくれています。ですから、今日私が話したことは、私と夫の両親の、3人の気持ちです。

○裁判官A

分かりました。これで終わりです。お疲れ様でした。元の席にお戻りください。
証人神代恭子は、元の席に戻ります。

○裁判官B

では、証人桜井敏行さんからお話を聞きます。
証人は、証言台の所に立って下さい。

証人桜井敏行は、法廷中央にある証言台の所に立ちます。

○裁判官B

お名前は何と言いますか。

○証人桜井

桜井敏行です。

○裁判官B

住所・職業については出頭カードに記載の通りですね。これから、この事件の証人としてあなたのお話を聞きます。その前に嘘をつかないという宣誓をしてもらいますので、手元にある宣誓書を読み上げて下さい。

○証人桜井

「宣誓 良心に従って真実を述べ、知っていることを隠したり嘘をついたり決して致しません。以上のとおり誓います。」

証人桜井は、宣誓書を書記官に渡し、証言台の前の椅子に座ります。

○裁判官B

それでは、弁護士、質問をどうぞ。

弁護士Bは、起立します。

○弁護士B

それでは弁護士からお聞きします。あなたと被告人の関係を教えてください。

○証人桜井

父親です。

○弁護人B

被告人とご両親とは一緒にお住まいですか。

○証人桜井

はい、私と妻と、息子と娘の4人で暮らしております。

○弁護人B

息子というのは、被告人のことですね。

○証人桜井

そうです。

○弁護人B

では、今後被告人のことを息子さんと呼びます。まず普段の息子さんについてお聞きします。息子さんは、トラックの運転手をしておられたんですか。

○証人桜井

はい。高杉運送という会社で働いておりました。

○弁護人B

何年くらい働いていましたか。

○証人桜井

高校を卒業して小さな鉄工所に2年くらい勤めておりましたが、業績悪化で倒産して、運送会社に就職したので、もう4年くらいやっていたと思います。

○弁護人B

仕事は忙しそうでしたか。

○証人桜井

はい。運送業界での人手不足が深刻らしくて、事故があった当時も、休みなくほぼ毎日出勤していました。帰りは毎日10時過ぎで、朝も7時前には家を出ていました。急に辞めたり休んだりした人の代わりに、息子が勤務することも結構あったようです。良く聞く「ブラック企業」のような状態でした。

○弁護人B

息子さんは何とおっしゃってましたか。

○証人桜井

自分はまだ若いし、結婚する前にお金も貯めないといけないから、多少は無理して頑張らないといけないと言っていました。

○弁護人B

親御さんからは何と言っていましたか。

○証人桜井

妻は、無理して体を壊したら元も子もないと言って、もう少し仕事を減らしてもらったらどうかと心配していましたが、私なんかは、若いころは普通にサービス残業も休日出勤もしていましたからね、まあ、本人が大丈夫というなら大丈夫だろうと思っていました。

○弁護士B

息子さんの普段の運転の仕方はどうでしたか。

○証人桜井

仕事中の運転は知りませんが、家で息子の運転で出かけたりする時の運転を見ると、普段から乱暴な運転をするような子ではありませんでした。交差点を曲がる時や車線変更の際も、しっかりと目で確認して運転してましたから、トラックを運転するときも同じように注意して運転していたのだと思います。

○弁護士B

会社からも表彰を受けたようですね。

○証人桜井

はい。3年間無事故無違反で成績もいいということで、会社から優秀ドライバーとしての表彰を受けたと聞いています。

○弁護士B

それでも、今回このような事故を起こしてしまったのですが、親としてどのように感じていますか。

○証人桜井

大変な事故を起こしてしまい、被害者やご遺族にはただただ申し訳ないという気持ちでいっぱいです。親としてどう責任を取ればいいのか、毎日考えています。

○弁護士B

証人は被害者のお宅へも行かれたのですね。

○証人桜井

はい。ただもう、行って直接詫言べるしかないと言われまして、せめてお線香だけでもとお願ひしたのですが、聞いていただけませんでした。

○弁護士B

現在の息子さんはどんな様子ですか。

○証人桜井

もちろん、反省しています。警察署に初めて面会に行ったときには、泣いていました。なかなか話も出来ないような状態でした。

○弁護人B

今後、親として息子さんとどう関わっていきたいですか。

○証人桜井

今回の事故を、息子と一緒に背負っていこうと思います。

○弁護人B

弁護人からの質問は以上です。

弁護人Bは着席する。

○裁判官B

続いて検察官の反対尋問をお願いします。

検察官Bは起立します。

○検察官B

では検察官からお聞きします。被告人は休みなく、朝から夜遅くまで働いていたのですよね。

○証人桜井

はい。

○検察官B

今回の事故は、被告人の居眠りによる前方不注意が原因ですが、それはご存知ですよね。

弁護人Bは起立します。

○弁護人B

異議あり。誤導です。

被告人は、居眠運転はしていませんので、検察官の質問は誤った事実を前提としています。

○裁判官B

異議を認めます。検察官は質問を変えてください。

弁護人Bは着席します。

○検察官B

では、質簡を交えます。

今回の事故は、被告人がボーっとして前方を十分確認していなかった、すなわち、被告人の前方不注意が原因で起きていますが、それはご存知ですよね。

○証人桜井

はい。

○検察官B

休みなく働けば、こういう事故を起こすかもしれないと、親として思いませんでしたか。

○証人桜井

体を壊すとか、うつ病になるとか、そういう心配は多少ありましたが…。

○検察官B

交通事故の心配まではしていなかったということですね。

○証人桜井

そう…ですね。はい。

○検察官B

運転に気をつけろとか、疲れているときは休んでから運転しろとか、具体的な注意はしなかったということですか。

○証人桜井

はい。

○検察官B

先ほど、親として息子さんと一緒に今回の事故を背負っていきたいとおっしゃっていましたが、これまで、息子さんに対して適切な注意や指導をしてきませんでしたよね。

○証人桜井

そう言われるとそのとおりなんです、息子はもう大人ですし、信頼していたといますか……。ただ、今回このようなことになってしまい、親として、足りない部分があったのかもしれないと思っています。

○検察官B

これまでは、してこなかったのに、これからはきちんと指導していけるのですか。

○証人桜井

今回このようなことになって親としても深く反省しています。息子と一緒に今回の事故を背負っていくという言葉に嘘はありません。

○検察官B

では、具体的にどうするか、お考えですか。

○証人桜井

…正直申し上げて、どうすればいいのかわかりませんが、遺族の方に改めてちゃんと謝罪したいということと、二度とこんな事件を起こさないために、もっと息子の生活や仕事のことを注意して見ていかなければならないと思っています。

○検察官B

検察官からは以上です。

検察官Bは着席します。

○裁判官B

では裁判所からもお聞きします。先ほど、被害者のお宅へ行ったが会えなかったとおっしゃっていましたが、それについて、あなたはどうか感じていますか。

○証人桜井

仕方がないことだと思えます。私が同じ立場でも、同じような行動をすると思えます。

○裁判官B

あなた方を受け付けなかった奥さんやご両親の気持ちがよく分かるということですか。

○証人桜井

はい。ご遺族の気持ちも考えずに伺った私たちが悪いのだと思えます。

○裁判官B

息子さんに面会に行かれた時、息子さんは何と言っていましたか。

○証人桜井

私たちが家族にも迷惑を掛けてしまっただごめんなさいと。

○裁判官B

被害者については。

○証人桜井

とんでもないことをしてしまったと。謝って済む話じゃないけど、謝るしかない。

○裁判官B

以上でおわりです。元の席にお戻りください。お疲れ様でした。

証人桜井は、もとの席に戻ります。

○裁判官C

続いて被告人質問を行います。被告人は前へ出て下さい。

被告人は、証言台の前に立ちます。

○裁判官C

では、弁護人どうぞ。

弁護人Cは、起立します。

○弁護人C

まず事故を起こした日のことについて教えてください。

○被告人

あの日も、普段と同じように朝7時頃に家を出て、午前中から夜までの配送業務を終えて、久しぶりに夜8時過ぎに仕事が終わりました。

○弁護人C

普段はもっと遅いのですか。

○被告人

はい、夜11時過ぎに帰ることが多いです。

○弁護人C

事故があった時期、あまり休みはなかったのですか。

○被告人

はい、先ほど父も言っていましたが、自分のいる業界は人手不足で、最近ニュースなんかで「ブラック企業」とか言われますけど、自分の会社もそんな感じでした。普段の仕事もほとんど休みがなくてきついので、辞めていく人も多いです。なので、私みたいな若い人にしわ寄せが行くんです。ですから、1か月くらいは休みらしい休みはありませんでした。

○弁護人C

仕事は断れないのですか。

○被告人

私は会社に入ってまだ4年くらいですから、断りにくいです。それに、大変な

のは自分だけじゃないんで…。

○弁護人C

事故があったのは会社からの帰宅途中ですね。

○被告人

はい。

○弁護人C

会社へは自家用車で通ってるんですよね。

○被告人

はい、そうです。

○弁護人C

会社から自宅まではどれくらいかかるのですか。

○被告人

道路の混み具合にもよりますが、だいたい車で40分から50分くらいです。

○弁護人C

事故現場はどのあたりの場所ですか。

○被告人

家まであと10分もかからないくらいの場所です。

○弁護人C

事故現場はどういう状況でしたか。

○被告人

片側一車線の道路で、そこに事故現場の横断歩道があります。

○弁護人C

信号機はありますか。

○被告人

信号機はないです。交差点でもなくて、横断歩道だけがある道路です。

○弁護人C

事故現場の周辺には何かありますか。

○被告人

私の進行方向から見て右側に行けば駅があります。

反対に、左側に行くと最近出来たケーキ屋さんがあります。

○弁護人C

現場の見通しはどうですか。

○被告人

現場の横断歩道の手前は50メートルくらい直線なのですが、その手前にはゆるいカーブがあります。ですので、カーブを曲がっているときは、横断歩道は見えづらいです。

○弁護人C

現場の明るさはどうですか。

○被告人

駅から少し離れているので、あまり明るくはなかったです。

○弁護人C

事故当時、天気はどうでしたか。

○被告人

小雨が降っていましたので、少し運転しづらかったです。

○弁護人C

事故当時の現場の状況はわかりました。では、あなたがどういう状態で事故を起こしてしまったか説明して下さい。

○被告人

事故を起こした時は、眠気でうつらうつらしてしまい、一瞬ぼーっとして前をよく見ていませんでした。

○弁護人C

居眠りをしていたのではないですか。

○被告人

眠ってはいません。ただ、集中力が切れていたというか、注意力が散漫になっていたという感じです。

○弁護人C

それは、連日の仕事の疲れが原因ですか。

○被告人

それが一番大きいと思いますが、あと、あの日は久しぶりに翌日休める予定だったのと、家までもう少しの距離だったので、気が緩んでしまったのだと思います。

○弁護人C

被害者は、横断歩道をどのように渡っていましたか。

○被告人

駅の方からケーキ屋さんの方へ走って飛び出してきたように見えました。

○弁護人C

横断歩道の手前で被害者を発見して、あなたはどうしましたか。

○被告人

横断歩道を被害者が渡っているのを発見して、アッと思いとっさに急ブレーキを踏んだのですが、間に合わず、そのままぶつかってしまいました。

○弁護人C

横断歩道のどれくらい手前で被害者を発見したのですか。

○被告人

正確ではないかもしれませんが、20メートルくらい手前だったと思います。

○弁護人

どれくらいのスピードで走っていたのですか。

○被告人

スピードメーターを見ていたわけではないのでハッキリとは言えませんが、50キロから60キロくらい出ていたと思います。

○弁護人C

被害者とぶつかった後、あなたはどうしましたか。

○被告人

一瞬怖くなって、頭が真っ白になってしまって、車を発進させて少し逃げてしまいました。

○弁護人C

どのくらいの距離を逃げたのですか

○被告人

200か300mくらいだと思います。

○弁護人C

それでどうしたのですか。

○被告人

逃げるのはいけないと思い、すぐ車を停めて、救急車を呼びました。

○弁護人C

ぶつかってから逃げて、救急車を呼ぶまで、どれくらいの時間でしたか。

○被告人

頭が真っ白だったので正確には覚えていませんが、1分か2分くらいだと思います。

○弁護士C

救急車と警察が来て、あなたはその場で逮捕されたのですね。

○被告人

はい。そのとおりです。

○弁護士C

その後、被害者が死亡したと聞いて、どう思いましたか。

○被告人

本当に大変なことをしてしまったと思いました。

○弁護士C

ところで、あなたは、自動車保険には加入していましたか。

○被告人

はい。ちゃんと加入していました。

○弁護士C

現在、被害者に対する損害賠償については、保険会社が示談交渉をしていますね。

○被告人

はい。そのように聞いています。

○弁護士C

保険会社からはどのような説明を受けていますか。

○被告人

被害者やご遺族が被った損害については、全額、保険会社から賠償がされると聞いています。

○弁護士C

今後、賠償金が支払われることで、あなたの責任は果たされると思いますか。

○被告人

いいえ、そんなことは思っていません。

○弁護士C

被害者の奥さんに、謝罪の手紙を書きましたね。

○被告人

はい。

○弁護士C

どんなことを書きましたか。

○被告人

「本当に申し訳ないことをしてしまいました。一生かけて償っていきたく思います。」といったことを書きました。

○弁護人C

その気持ちは、今でも持っていますか。

○被告人

もちろんです。今は捕まっていて外に出られないので謝罪に行けませんが、直接行ってお線香をあげさせてもらいたく思っています。

○弁護人C

弁護人からは以上です。

弁護人Cは着席します。

○裁判官C

続いて検察官からの反対尋問をどうぞ。

検察官Cは起立します。

○検察官C

先ほどあなたは、被害者が横断歩道を飛び出してきたと言いましたね。

○被告人

はい。

○検察官C

でも、事故当時は眠気でうつらうつらしてボーっとしていたとも言いましたね。

○被告人

はい。

○検察官C

そうすると、被害者を発見した時、飛び出してきたかどうかなんて、確認できていないのではないですか。

○被告人

そう…ですね。

○検察官C

飛び出してきたというのは、あなたの想像で言ったということですか。

○被告人

想像ではないのですが、気が付いたら被害者の方が見えたので、そうではないかと思っただけです。

○検察官C

それと、事故直後、あなたは現場から逃げましたよね。

○被告人

はい。

○検察官C

当然、人にぶつかったことはわかっていたのですよね。

○被告人

はい。

○検察官C

あなたがすぐに救護していれば、被害者の方は助かったかもしれない。あなたはそれを考えたことがありますか。

○被告人

本当に申し訳なかったと思っています。

○検察官C

事故当時、周辺に人や車はいましたか。

○被告人

よく覚えていませんが、少しはいたと思っています。

○検察官C

そうするとあなたは、自撃者がいるので逃げられないと思いい、仕方なく観念して現場に戻って来たのではないですか。

○被告人

いえ、そういうわけではないです。本当に悪いことをしたから…。

○検察官C

事故現場は、あなたが自宅へ帰る途中にありますよね。

○被告人

はい。

○検察官C

じゃあ、その現場は何度も通ったことがありますよね。

○被告人

はい。

○検察官C

そうすると、現場の手前が緩いカーブになっていて、その先に横断歩道があることも、当然知っていましたよね。

○被告人

…はい。

○検察官C

それと、あなたは事故当時、仕事の休みもなくて疲れていたとも言いましたよね。

○被告人

はい。

○検察官C

じゃあ、帰宅前に仮眠をとるとか、そういうことは考えなかったのですか。

○被告人

早く帰ろうと思っていたので…。

○検察官C

じゃあ考えなかったのですね。

○被告人

はい。

○検察官C

今あなたは、早く帰ろうと思っていたと言いましたが、スピードも出ているのではないですか。

○被告人

いえ、そんなにスピードは出してないです。夜で小雨も降っていたので、注意はしていました。

○検察官C

先ほど50から60キロくらい出ていると思うと言いましたが、正確にはわからないのですね。

○被告人

はい。正確にはわかりません。

○検察官C

検察官からは以上です。

検察官Cは着席する。

○裁判官C

では、裁判所からもお聞きします。今立ち返ってみると、あなたはどうすべきだったと思いますか。

○被告人

先ほど検察官もおっしゃっていましたが、疲れていたのも、仮眠をとるなどして運転すべきだったと思います。

○裁判官C

あなたは今、免許はどうなっていますか。

○被告人

免許取り消しになりました。

○裁判官C

再度免許がとれるようになったら、また免許をとるつもりはありますか。

○被告人

このような事故を起こしてしまい、本当は車に乗るのが怖いのですが、生活にどうしても必要ですので、免許は取ろうと思っています。

○裁判官C

その時は、荷に気を付けようと思いますか。

○被告人

自分の体調が悪かったり寝不足の時は、絶対に運転しないようにしたいと思います。

○裁判官C

お仕事はどうなりましたか。

○被告人

会社は辞めました。

○裁判官C

また運転手の仕事をするつもりはありますか。

○被告人

わかりません。でも、もうそういう仕事はしないのではないかと思います。

○裁判官C

わかりました。以上で終わります。もとの席に戻って下さい。

被告人は、もとの席に戻る。

○裁判官 A

これで、証拠調べを終わります。それでは、検察官と弁護人のそれぞれの最終意見をうかがいます。まず、検察官の論告からどうぞ。
検察官 A は起立します。

○検察官 A

検察官の意見を述べます。
本件公訴事実は公判廷で取り調べられた各証拠により十分に証明されています。
量刑としては、被告人を実刑、すなわち刑務所で服役させるべきと考えます。

検察官 A は着席します。

○裁判官 A

つづいて、弁護人の弁論をどうぞ。

被告人 A は起立します。

○被告人 A

本件公訴事実について、争いはありません。
量刑としては、執行猶予、すなわち被告人には社会内で更生する機会が与えられるべきと考えます。

被告人 A は着席します。

○裁判官 A

被告人は、前に来て下さい。

被告人は、法廷中央の証言台の前に立ちます。

○裁判官 A

これで審理を終わります。最後に裁判所に対して述べておきたいことがありましたら、述べて下さい。

○被告人

今回の事故については、心から反省しています。被害者やご遺族の方には、本当に申し訳ない気持ちでいっぱいです。一生かけて償っていきます。

○裁判官 A

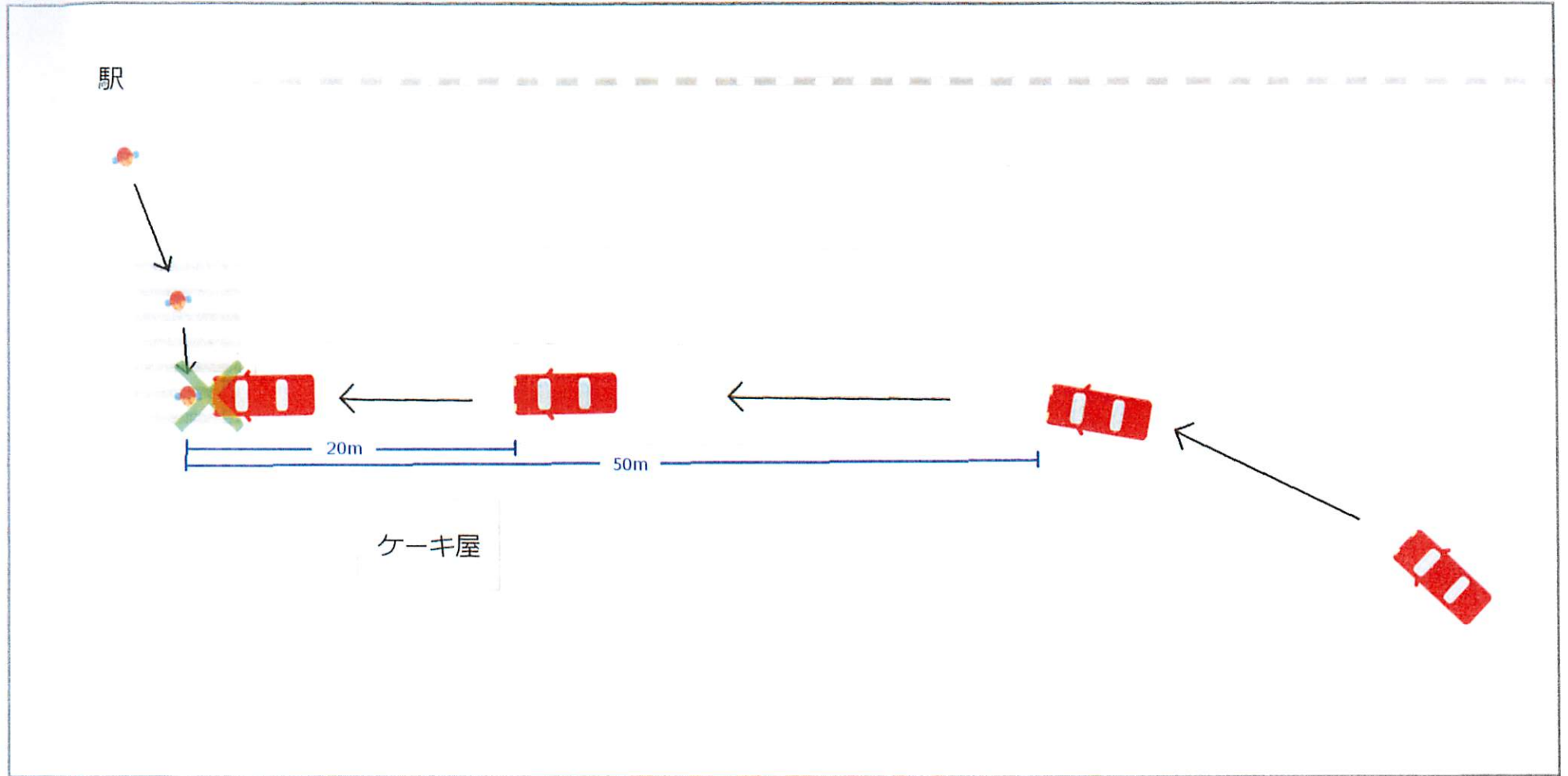
それでは、これで審理を終わります。


判決は、平成29年8月23日午前10時に言い渡します。


それでは、これで閉廷します。

以 上

事故状況図面



被害者: 

被告人車両: 

起 訴 状

平成29年6月23日

岐阜地方裁判所 殿

岐阜地方検察庁

検察官 検事

A

下記被告事件につき公訴を提起する。

記

本 籍 岐阜県瑞穂市〇〇町
住 居 同市〇〇町
職 業 無職

桜 井 弘

平成5年7月7日生

公訴事実

被告人は、平成29年6月4日午後9時頃、普通乗用自動車を運転し、岐阜市橋町〇〇番地先道路を〇〇方面から〇〇方面に向かい進行するに当たり、進路前方には横断歩道が設けられていたのであるから、前方左右を注視し、同横断歩道上又はその直近を横断する横断者等の有無及びその安全を確認しながら進行すべき自動車運転上の注意義務があるのにこれを怠り、前方左右を注視せず、同横断歩道による横断者の有無及びその安全確認不十分のまま漫然時速約50ないし60キロメートルで進行した過失により、折から同横断歩道上を右方から左方に向かい横断歩行中の神

代英明（当時28歳）を自車前方約20メートルの地点に迫って初めて発見し、急制動の措置を講じたが間に合わず、同人に自車前部を衝突させて路上に転倒させ、よって、同人に重症多発外傷の傷害を負わせ、同月5日午前5時頃、同市所在の吉野病院において、同人を上記傷害により死亡させたものである。

罪名及び罰条

過失運転致死

自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第5条